

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日)
(当たの翌日)

正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第一項中「修学生」を「第七条の規定による通知を受けた者（以下「修学生」という。）」に改める。

（償還の免除）

第九条第一項中「修学生」を「第七条の規定による通知を受けた者（以下「修学生」という。）」に改める。

第十二条 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）

以下「条例」という。）の定めるところによる。

第十二条の次に次の二条を加える。

（業務従事期間の通算）

第十二条の二 条例の表の看護職員修学資金の項の免除の条件の欄第一号及び第三号に規定する看護職員としての業務に従事した期間の計算については、その業務の従事期間中に看護職員養成施設に入学したため、又は災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において当該期間終了後再び看護職員としての業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとして計算するものとする。

第十三条第二号を次のように改める。

二 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年十月一日

鳥取県規則第五十五号

鳥取県公報

のつ度定める期間)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、

当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がそのつ

度定める期間)以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、県内において看護職員として就業し、引き続きその業務に従事しているとき。

第十四条の見出し中「返還の免除及び猶予」を「返還の債務の免除及び履行猶予」に改め、同条第一項中「第十二条に規定する返還の債務の免除又は前条に規定する」を「条例の規定による返還の債務の免除又は前条の規定による」に改める。

様式第四号を次のように改める。

兼代書
三條

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「(鳥取県の区域内にある)」を「緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十条に規定する失業者で、県内に所在する」に改める。

第十条を次のように改める。

(償還の免除)

第十条 就職支度金の償還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)以下「条例」という。の定めるところによる。

第十三条中「第十条」を「条例」に改める。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和四十四年十二月十五日から昭和四十五年三月十四日までの間に就職支度金の貸付けの対象となつた者の第三条の規定による就職支度金の貸付額は、同条の規定にかかわらず、十万円を最高限度とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第七号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号)の一

部を次のように改正する。

第三条中「支給を受ける職員」の下に「又は地方機関の長」を加える。

第六条中、「福祉事務所長」の下で「、整枝学園」と記される。

別表を次のよう改める。

別表

評定区分表

皆成学園		喜多原学園		福祉事務所		県税事務所		神戸貿易事務所長	
主幹	次長	右以外の職員	室長	係長	主課長	輔佐幹	主課長	係長	次長
幹	長	老人福祉司	精神薄弱者福祉司	身体障害者福祉司	精神薄弱者福祉司	身体障害者福祉司	主課長	輔佐幹	次長
院長	園長	係長	課長	輔佐幹	課長	所長	係長	課長	次長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
園長	長	課長	所長	長	所長	所長	課長	所長	所長
A	B		A		B		A		

農業改良普及所 家畜保健衛生所							右以外の職員						
農業試験場 衛生研究所							蚕業指導所						
農業試験場 工業試験場							久米ヶ原土地改 良事務所						
中小家畜試験場 畜産試験場							蚕業指導所						
右以外の職員	室	科	係	主	分	課	右以外の職員	分	出	張	所	長	次
科	長	長	長	幹	長	長	科	長	長	所	農	蚕	畜
係	長	長	長	幹	長	長	場	長	長	農	地	業	務
分	長	長	長	幹	長	長	場	長	長	主	主	主	主
課	長	長	長	幹	長	長	所	長	長	幹	幹	幹	幹
場	長	長	長	幹	長	長	所	長	長	所	農	水	港
長	長	長	長	幹	長	長	局	長	長	事務	地	業	務
長	長	長	長	幹	長	長	方	長	長	長	主	主	主
所	長	長	長	幹	長	長	農	長	長	長	幹	幹	幹
長	長	長	長	幹	長	長	林	長	長	長	所	水	港
長	長	長	長	幹	長	長	振	長	長	長	事務	水	港
長	長	長	長	幹	長	長	興	長	長	長	長	長	長
B	A						B	A					
	B							B					
	A							A					

				都市開発局				農業経営大学校			
				右以外の職員	係長	次長	右以外の職員	係長幹	主幹	経理室長	右以外の職員
右以外の職員	係長			機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	所長	課長	次長	次長
	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	長	長	長	長
次長及び係長を置かない機関にあつては機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	機関の長	課長	局長	局長	校長
B	A	B	A	B	A	B	A	長	長	長	長

第一号様式の表中

勤務評定実施要領の四の表中「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

の者のうちから課（室）又は地方機関の長が指名するものを評定者とする。この場合において、評定者を二人以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならない。

合計点	第一次評定	第二次評定
假評点		

卷

合計点	第一次評定	調整者評定
-----	-------	-------

四

	事	地
	方	方
	勞	勞
	動	動
	委	委
	員	員
	會	會
右以外の職員	課長補佐	課長
課長	次長	局長
次長	局長	長
長		A
B		

員及び現業職員以外の職員」に改める。
第三号様式の見出し中「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

第二号様式の見出し中「監督及び技能労務職員以外の職員」を「監督職員」

第一次評定者氏名印		第二次評定者氏名印	
-----------	--	-----------	--

七

第一次評定者氏名印		第二次評定者氏名印		調整者氏名印	
-----------	--	-----------	--	--------	--

に改める。

第4号様式

勤務評定結果報告書

第四号様式を次のように改める。

附則

評定日	昭和	年	月	日	
職員数		人			最終評定者 (役職名) (氏名)
評定を受けなかつた職員数		人			評定を受けなかつた職員
評定を受けた職員数		人			職名 氏名 理由
切終評り評定を捨てて者の受けた評語の比数に(小数点以下)は最も多くある	A	人	%		
	B	人	%		
	C	人	%		
	D	人	%		
	E	人	%		

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改める。

第一条中「在学し、学業成績優秀及び心身健全で」を「在学する成績優秀及び心身健全であり」に改める。

第十一條第三項第二号の次に次の二号を加える。

三 正当な理由がなく奨学資金の返還を怠つたとき。

第十三條第一項を次のように改める。
奨学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第三号

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十四年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

第八条第二項の表中

課長補佐、所長補佐、館長補佐、企画広報室長、経理室長、白兎荘管理者	主幹、係長及び分館長
-----------------------------------	------------

に改める。

課長補佐、所長補佐、館長補佐、企画広報室長、経理室長、白兎荘管理者	係長及び分館長
-----------------------------------	---------

を

本事務局		課長補佐	
教育事務所		企画広報室長 経理室長 白兎荘管理者	
係長	右以外の職員	係長	右以外の職員

本事務局		課長補佐	
教育事務所		企画広報室長 経理室長 白兎荘管理者	
係主幹	右以外の職員	係主幹	右以外の職員

昭和44年10月1日 水曜日

鳥取県公報 (号外) 第61号 (第三種郵便物認可)

改める。

附 則

この訓令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

教育研究所		科学博物館		図書館	
係	所長補佐	係	館長補佐	右以外の職員	館長補佐
右以外の職員	長	長	長	長	長

教育研究所		科学博物館		図書館	
係	所長補佐	係	館長補佐	右以外の職員	館長補佐
右以外の職員	長	幹	長	長	幹

を

に